

令和元年度農地中間管理機構の取組（活動）方針

（公財）三重県農林水産支援センター

農地の集積・集約化を進めるうえで重要な視点は、「地域の合意形成」（地域の農地を誰が中心となって担っていくか等）と考えており、県の推進方針（別添）に基づき、引き続き県の地域事務所ごとに設置された「農地中間管理事業推進チーム」に積極的に参画するとともに、市町、農業会議・農業委員会、JA、公社、水土里ネットみえ等関係機関との情報共有や連携強化に努め、担い手への農地集積・集約化に取り組めます。

【重点的取組事項】

- ① 県、市町・農業委員会、JA等関係機関と連携した農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部改正に伴う適切な対応
- ② 担い手組織（平成28年度連携協定締結）や、人・農地プランの実質化と連携した農地中間管理事業の活用拡大
- ③ 県・市町等関係機関と連携した機構関連農地整備事業等の一体的推進



令和元年度農地中間管理事業の推進について

担 手 支 援 課

1 平成30年度までの事業推進状況について

(1) 県の農地集積目標について

当県における担い手への農地集積目標は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」では令和3年度に60%、また、「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」では、令和5年度に70%としています。なお、農地中間管理事業（以下「中間管理事業」という。）による年間の集積目標面積は、年間における全体集積目標面積である約2,400haの約3割を中間事業で集積することをめざし、700haとしています。

(2) 中間管理事業の推進状況について

平成30年度には、これまで、年度ごとに策定している「中間管理事業の推進方針」に加え、「中間管理事業工程表2018」を作成し、各取組の主体や具体的な活動、実施期限などを設けながら推進を図るとともに、次の取組を重点的に進めてきました。

① 中間管理事業に対する関係者の理解促進

- ・市町、JA等の中間管理事業初任者を対象とした、法律や制度などの習熟を図るための研修会の開催
- ・松阪、伊賀地区の水田地帯や四日市地区の茶産地における農地集積に向けた課題や対応策等について話し合う、ワークショップの実施
- ・農業委員や農地利用最適化推進委員を対象とした、委員の役割や県内の優良な活動事例などを学ぶための地域ブロック別研修会の開催

② 利用権設定から中間管理事業への切り替え推進

- ・担い手が集まる会合や研修会等における切り替えの依頼
- ・更新時期を迎える利用権設定農地の出し手・受け手双方に対する中間管理事業の活用に向けた依頼

③ 機構関連農地整備事業を活用するモデルの整備

- ・県内で初となる機構関連農地整備事業の実施に向けた推進体制の整備

こうした取組により、中間管理事業については、平成29年度に比べ、僅かながら活用面積は増加しましたが、利用権設定などと比べ、手続きに手間や時間を要することから、依然、活用は低迷しています。

<県内における農地集積の状況>

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
農地面積	60,900ha	60,600ha	60,200ha	59,900ha	59,300ha	58,900ha
集積面積	17,941ha	18,243ha	20,158ha	20,111ha	21,058ha	22,341ha
中間管理事業		78.8ha	968.0ha	336.1ha	243.5ha	269.9ha
上段 単年度		78.8ha	1,046.8ha	1382.9ha	1,626.4ha	1,896.3ha
下段 累計	—	(420ha)	(1,120ha)	(1,820ha)	(2,520ha)	(3,220ha)
()は目標						
集積率	29.5%	30.1%	33.5%	33.6%	35.5%	37.9%

2 令和元年度の推進方針

昨年11月、国は、中間管理事業の5年後見直しの結果として、農林水産業・地域の活力創造プランにおいて改正等の方針が示されました。現在、この方針に沿った「農地中間管理事業の推進に関する法律」（以下「機構法」という）及び関連する法律の改正法案が国会に提出されており、審議が行われています。この改正法案には、主に、

- ・地域の徹底した話し合いによる「人・農地プラン」の実質化
- ・中間管理事業の仕組みの改善
- ・農地利用集積円滑化事業の中間管理事業への統合一体化

に向けた内容が規定されています。

令和元年度は、改正される機構法の施行を見据え、以下の方針に基づくとともに、関係機関毎に実施可能な具体的な行動なども提示しながら、中間管理事業の推進に取り組みます。

(1) 中間管理事業を推進する「最重点地区」の設定

中間管理事業の5年後見直しにより、機構集積協力金の交付要件が大幅に変更となっています。このうち、新たに追加された要件として、実質化した人・農地プランを策定した、あるいは工程表に基づき策定する、地域が対象となっています。

このため、昨年度、「最重点地区」に設定した地区を基本として、市町、市町農業委員会、JA、県、県事務所、機構（本県では、「公益財団法人三重県農林水産支援センター」）が連携し、「人・農地プラン」の実質化に向けた話し合い等を促進します。

（参考）「人・農地プラン」の実質化の要件

- ・アンケート調査による地域農業者の意向把握
- ・意向を踏まえた地域における将来の農地利用図等の作成
- ・集落における農地利用を担う人に関する方針の作成

なお、地域の話し合いを促進するためには、市町やJA等の役割が一層重要となってくることから、機構からの中間管理事業に係る事務委託費の配分について、見直し検討を行います。

(2) 市町農業委員会における農地利用最適化活動の取組推進

本県では、昨年10月までに29すべての農業委員会が、改正農業委員会法に基づく新しい体制となっています。これにより、県内には、農業委員432名と農地利用最適化推進委員500名が設置されています。

今後、地域における話し合いを活発にし、農地の集積・集約化を促進するためには、農業委員や農地利用最適化推進委員の役割が極めて重要となっています。

このため、農業委員や農地利用最適化推進委員を対象に、農地制度や集積・集約化に係る知識やノウハウを習得する研修会の開催、県内外の農業委員会における農地の最適利用に係る優良事例の紹介、委員同士のつながりを深める意見交換会などの開催支援等に取り組みます。

(3) 市町、JA担当者等への農地集積に係る制度への理解促進

市町、JAなど中間管理事業新任担当者の皆さんを対象に、農地集積に係る制度（人・農地プラン、農地法による許可、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定、中間管理事業の見直し内容など）への理解を深めるための研修会を開催します。

また、果樹産地でのワークショップなどを開催し、中間管理事業を推進するにあたっての地域における課題や対応策などの検討を進めます。

(4) 利用権設定農地から中間管理事業への切り替え推進

機構法の改正法案では、機構が農地の借受けと貸付けを同時に行う場合には、市町による農用地利用集積計画の公告だけで手続きが完了することとなり、手続きが簡素化されます。

こうしたことから、窓口となる市町担当者の皆さんには、農家からの農地貸借に係る問い

合わせや相談に対して、中間管理事業の活用を最優先で勧めていただくようお願いします。また、更新時期を迎える利用権設定農地の中間管理事業への切り替えを農地の出し手と受け手に対し、積極的に働きかけていただくようお願いします。

なお、農地利用集積円滑化事業から中間管理事業への切り替えに向けた取組については、手続きの詳細がわかり次第、別途この方針に盛り込みます。

(5) 土地改良区との連携による農地集積の推進

基盤整備事業実施地区では、土地改良区が合意形成や換地業務等を担当しており、これと農地利用調整を合わせて行うことで、担い手への農地集積・集約化を効率・効果的に実施することが可能となることから、県推進チームと土地改良区との連携強化を図るとともに、中間管理事業の業務を受託できる体制等が整っている土地改良区への業務委託を進めます。

3 推進に向けた連携等について

(1) 農業基盤整備事業との連携について

機構関連農地整備事業や農地耕作条件改善事業については、機構を活用することにより自己負担の軽減が図られることから、基盤整備の分野と農政・普及指導の分野に係る担当者の連携を密にし、円滑に事業実施ができるよう、情報共有に取り組みます。

(2) 補助事業や税制との連携について

中間管理事業の活用が促進されるよう、以下に掲げる国の補助事業などでは、中間管理事業の実績などをポイント化し、合計点が高い事業から優先採択されることとなっています。

- ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金
- ・産地パワーアップ事業

また、税制においても、保有農地全てを長期間にわたって機構に貸し付けた場合の固定資産税の減免措置などがあります。

こうした中間管理事業に係る国の補助事業や税制のメリットを、県や市町、関係機関による説明会や研修会などを通じて、集落や農業者等に周知していきます。

(3) 広域的に営農する担い手との連携について

中山間地域等において、将来的に担い手が不在の集落と近隣で営農する経営体とのマッチングなどに機構と連携しながら取り組みます。

なお、特に、これまで中山間地域等直接支払交付金制度の「集落協定」を締結してきた地域で、将来的に協定の維持が困難な地域にあつては、近隣の経営体との「個別協定」による営農継続を推進します。

4 集落営農組織の法人化及び企業や福祉事業所の農業参入の促進について

(1) 集落営農組織の法人化

集落営農組織の場合、農地の権利設定を受けるには、法人であることが必須です。

このため、集落営農組織の法人化に向け、国の農業経営者サポート事業の活用により、集落営農組織等からの相談への対応や情報の提供などに、関係機関が連携して取り組みます。

また、集落営農組織の法人化に際しては、国の農業経営法人化支援総合事業を活用し定額助成に取り組みます。

(2) 企業等の農業参入の促進

本県では、建設業、食品製造業、自動車製造業などの企業が農業参入しています。また、JA出資型農業法人や福祉事業所等も参入し、地域の担い手として活躍しています。

こうした企業や福祉事業所の農業参入に際しては、農地の確保、技術の習得、資金の確保などが課題であることから、関係機関が連携を図り、相談への対応、農地情報の提供、各種補助事業や資金の活用支援などに取り組みます。

5 事務所別の集積目標

事務所別の集積目標を以下のとおりとする。

(計算式)

集積目標面積＝平成30年耕地面積×70%

令和元年度目標面積＝(集積目標面積－平成30年集積面積実績)×3.7%

※ 令和元年度目標面積の市町合計が700haとなるように3.7%を掛ける。

	集積目標	累計集積面積
桑名農政事務所	29.7ha	341.5ha
四日市農林事務所	170.5ha	192.4ha
津農林水産事務所	104.5ha	206.7ha
松阪農林事務所	102.0ha	458.8ha
伊勢農林水産事務所	124.3ha	111.1ha
伊賀農林事務所	126.3ha	557.2ha
尾鷲農林事務所	6.5ha	5.4ha
熊野農林事務所	36.2ha	33.9ha
合 計	700.0ha	1,907.0ha